

いわて高等教育コンソーシアム規則

(平成21年3月16日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手県内の高等教育・学術研究の振興と地域社会の発展に寄与する目的のために大学等高等教育機関が連携するための組織体である「いわて高等教育コンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という。)に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 コンソーシアムは、次の機関により組織する。

- 一 岩手大学
- 二 岩手県立大学
- 三 岩手医科大学
- 四 富士大学
- 五 盛岡大学
- 六 放送大学岩手学習センター
- 七 一関工業高等専門学校
- 八 岩手県立大学盛岡短期大学部
- 九 岩手県立大学宮古短期大学部
- 十 盛岡大学短期大学部
- 十一 岩手保健医療大学

(理事会)

第3条 コンソーシアムの事業を統括するため、理事会を置く。

- 2 理事会に関する規則は、別に定める。

(運営委員会)

第4条 コンソーシアムの企画及び運営に関する事項を評価するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関する規則は、別に定める。

(推進委員会等)

第5条 コンソーシアムの事業を実施するため、次に掲げる推進委員会等を置く。

- 一 単位互換・高大連携推進委員会
 - 二 F D・S D連携推進委員会
 - 三 地域研究推進委員会
 - 四 地域人材育成推進委員会
 - 五 附属図書館長及び実務担当者会議
 - 六 知的資産活用検討会議(IRUプロジェクト)
- 2 推進委員会等に関する規則は、別に定める。

(コンソーシアム事務局)

第6条 コンソーシアムの構成校で組織する事務局を置く。

- 2 コンソーシアム事務局に関する規則は、別に定める。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、コンソーシアムに関し必要な事項は、理事会の議を経て定めるものとする。

附 則

- 1 . この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 . いわて5大学学長会議申合せ事項は廃止する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年8月10日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年2月7日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和5年8月7日から施行し、令和5年4月1日から適用する。